

大学院生海外渡航補助規程

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院に在学する学生（以下「留学生」という。）が研究活動により海外へ渡航する場合の渡航費の補助について、必要な事項を定める。

(補助)

第2条 学生が前条により海外へ渡航する場合、この規程により渡航費の一部を補助することができる。

2 この規程において渡航費とは、旅費、宿泊費をいう。

3 前項の補助は在学中1回とし、補助額は1人10万円以内とする。

(資格)

第3条 補助を受けることができる学生は、次の各号の要件を備えていなければならない。

(1) 本学の博士課程又は修士課程に在籍している者

(2) 海外で開催される学会等に出席し、筆頭演者として研究成果の発表を行う者

(3) 渡航期間が5日以上である者

(委員会)

第4条 学生の海外での研究を支援するため、大学院生海外研究推進委員会（以下「委員会」という。）を国際交流センターに置く。

2 委員会の委員長には、学長が当たる。

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 学長

(2) 各研究科長

(3) 国際交流センター長

(4) 財務担当理事

4 委員会は、学生海外渡航補助申請者の選考を行う。

(手続)

第5条 この規程による補助を希望する学生は、渡航予定日の2ヶ月前までに当該研究科の指導責任者の承認を受けた上で、次に掲げる書類を国際交流センターに提出しなければならない。

(1) 学生海外渡航願及び補助金支給申請書

(2) 研究発表を証する資料

(3) 履歴書

2 国際交流センターは、補助を支給する学生を委員会に諮り、学長の承認を受けて支給決定者に補助金を支給する。

(報 告)

第6条 補助金の支給を受ける学生は、帰国した日から2週間以内に学生海外研究報告書を提出しなければならない。

2 補助金の支給を受ける学生は、学生海外渡航補助金精算報告書とともに証憑書類を添付して学長に提出しなければならない。

(研修中止の場合)

第7条 海外渡航の補助申請を行った学生が渡航を中止したときには、直ちに報告し、補助を受けているときには全額を大学に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この規程の運用上疑義ある事項が発生した場合には、委員会がこれを審議し決定する。

(所 管)

第9条 委員会の事務は、国際交流センター事務室が所管する。

附 則

1 . この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 . この規程の改廃は、国際交流センター運営委員会の議を経て理事会の承認を要するものとする。